

令和8年度(令和9年4月1日採用)

白河市職員採用候補者試験実施要項

【資格免許職・司書】

(任期付職員経験者)

1. 試験職種、試験区分、採用予定人員、受験資格

試験職種	試験区分	採用予定人員	受験資格(学歴不問)
資格免許職	司書 (任期付職員 経験者)	1名程度	平成4年4月2日以降に生まれた方で、図書館法第5条に規定する司書資格を有し、次の要件をすべて満たす方 ・令和8年5月1日以前から白河市に在住している方 ・令和8年7月27日に白河市における任期付職員として在職している方 ・令和8年7月1日時点で連続して2年以上本市の任期付職員として在職している方 ・ 所属長の推薦を受けられる方

※複数の試験職種や試験区分に申し込むことはできません。

受験資格を確認のうえ、申し込みをしてください。

複数の申し込みがあった場合は、最初に到達したもの以外は無効とします。

※受験資格について虚偽の申告があった場合は、受験、採用内定及び採用が無効になることがあります。

※採用予定人数については、変更となる場合があります。

◆次のいずれかに該当する者は受験できません。(欠格条項等)

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 白河市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 試験日時及び試験会場等

(1) 第1次試験

区分	試験日時	試験会場
書類選考	令和8年9月下旬	—

(2) 第2次試験

区分	試験日程	試験会場
性格検査 (SPI)	令和8年10月中旬から下旬のうち 希望する1日(予定)	自宅や学校などのインターネット 利用環境がある場所 (WEB テスティング)
口述試験	令和8年11月上旬(予定)	白河市役所・本庁舎(予定)

※性格検査(SPI)は指定する期間内に自宅や学校などのインターネット利用環境がある場所で、パソコンを使って受験していただきます(WEB テスティング)。

※第1次試験の合格者を対象に実施します。日程等の詳細はパブリックコネクト上のメッセージでお知らせします。

(3) 結果通知

試験の結果は、合否に関わらず受験者全員にパブリックコネクト上のメッセージでお知らせします。

3. 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	内容等
書類選考	提出書類による書類選考

(2) 第2次試験

試験種目	出題分野等
性格検査 (SPI)	職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
集団口述試験	社会性やコミュニケーション能力等、集団の中での行動特性など、より多方面からの人物を評価する試験
個別口述試験	公務員としての資質、識見等について評価する試験

4. 申込受付期間

申込受付期間
令和8年7月27日(月)～8月28日(金)

5. 受験申込方法

専用サイト(パブリックコネクト)より申し込みください。

パブリックコネクト
QRコード

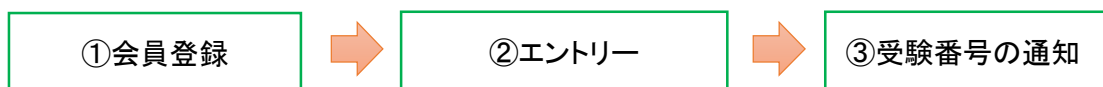


※申込書類に不備(受験資格が確認できない)等がある申込みは、不受理とさせていただきます。実施要項や申込書類を十分に確認していただき、余裕をもって申込みしてください。

※通信・機器障害によるトラブルについては、本市では一切責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

※申込書類に含まれる個人情報は、本試験の目的以外には一切使用しません。

(1) 申込方法



①会員登録	パブリックコネクトサイトから会員登録を行ってください。 ※会員登録方法については、こちらを参照してください。 会員登録 QRコード 登録マニュアル QRコード
②エントリー	職員募集ページからエントリーを行い、 エントリーフォームに回答してください。 エントリーページ QRコード
③受験番号の通知	・受験番号は申込期間終了後、パブリックコネクト上のメッセージでお知らせします。

6. 推薦書について

提出書類	提出方法	提出期限
推薦書	所属長が総務課へ直接提出 (受験者本人による提出不要)	令和8年8月28日(金)

※受験を希望する方は、所属長へ推薦書の作成及び総務課への提出を依頼してください。
推薦書の様式は総務課で用意しています。

7. 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載されます。

※採用候補者名簿の有効期間は1年間

(2) 採用の時期は、原則として令和9年4月1日です。ただし、欠員状況等により、本人の意向を確認の上、令和9年4月1日以前に採用される場合もあります。

(3) 資格や免許を取得見込みとして合格した者が、必要な資格や免許を取得できなかった場合は、合格及び採用を取り消すものとします。

(4) 地方公務員法第22条第1項の規定に基づき、採用は全て条件付とし、原則として採用から6か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。



《問い合わせ先》

白河市役所 総務部総務課人事係

〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1(本庁舎3階)

電 話 0248-28-5503(総務課直通)

E-mail somu@city.shirakawa.fukushima.jp